

平戸市財政健全化計画

(平成18年度～平成21年度)

～ 財政再建団体への転落阻止から
財政収支の均衡に向けて ～

平成19年2月

平 戸 市

目 次

はじめに	1
第1章 財政の現状と今後の見通し	
第1節 財政の現状	
1. 財政規模	2
2. 歳入の構造	3
3. 歳出の構造	4
4. 基金現在高、地方債及び債務負担行為残高の状況	5
5. 財政構造	7
6. 類似団体等との比較	9
7. 財政危機に陥った原因	10
第2節 今後の財政見通し	
1. 現状のままの財政運営を行った場合の財政見通し	12
第3節 財政再建団体	
1. 財政再建団体制度の概要	13
2. 自主再建と準用再建	13
3. 財政再建団体における具体的な影響	13
第2章 財政健全化計画	
第1節 基本方針	14
第2節 計画の期間と目標	14
第3節 具体的方針	14
第4節 具体的対策と数値目標	16
第5節 計画実施後の財政見通し	20
第6節 新しいまちづくり計画との比較	21
おわりに	23

はじめに

新市の実質的なスタートとなる平成18年度予算では、「新しいまちづくり計画」の基本理念の創造に向け、次の世代に多くの負担を残さないための事業の取捨選択や市町村合併を勘案した経常経費の削減を基本に予算編成を行いました。

しかしながら、歳入では、税収入が平成14年度から5年連続で減少を続け、さらに三位一体の改革による国庫補助負担金、地方交付税の削減が加わり非常に厳しい状況であること、また、歳出でも、扶助費（児童手当、生活保護費、乳幼児医療費助成など社会保障制度の一環としての経費）などが増加しており、市町村合併による削減効果のみでは収支のバランスを保つことができず、多額の基金（市の貯金）の取り崩しにより対応したため、基金残高は残りわずかな状況となりました。

今後特段の対策を講じることなく現状のまま推移すれば、収支不足の規模はさらに拡大し、数年で財政再建団体に転落することは避けられないという危機的な状況になっています。財政再建団体になると、国の監督下に置かれ、市長、市議会、市民の意思も制限を余儀なくされます。このことから、平成18年3月6日、議会において、「財政危機宣言」を行いました。

このような厳しい財政状況を克服し、市民が夢と希望を語れる活みなぎるまちづくりを進めるためには、危機的な財政状況について市民と行政が共通の認識を形成し、目標を有しながら、抜本的な行財政の健全化に向けた取り組みが不可欠です。いま平戸市に求められているのは、市民にとって「最少の経費で最大の効果」を挙げることができるような行財政の仕組みの構築であると考えています。そのためには、厳しい財政上の制約の中で、市民の福祉を高めるための市の役割を検討していかなければなりません。

このことから、これまでの財政運営を分析するとともに、中期的な財政見通しを把握し、財政健全化策を講じていく必要があると考え、今回「平戸市財政健全化計画」を策定することといたしました。

この計画は、「財政再建団体への転落阻止」、「財政収支の均衡」を基本目標として、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、職員の給与や人員の削減はもちろん、内部経費の節減、費用対効果の低い歳出の見直しや、受益とのバランスからみた負担の適正化など、市民生活に少なからず影響を及ぼす内容となっています。

基礎的自治体として責任をもって自主的・主体的なまちづくりを推進すべく、市民、議会及び職員が一体となって財政健全化計画を達成させたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成19年2月28日

平戸市長 白 濱 信

第1章 財政の現状と今後の見通し

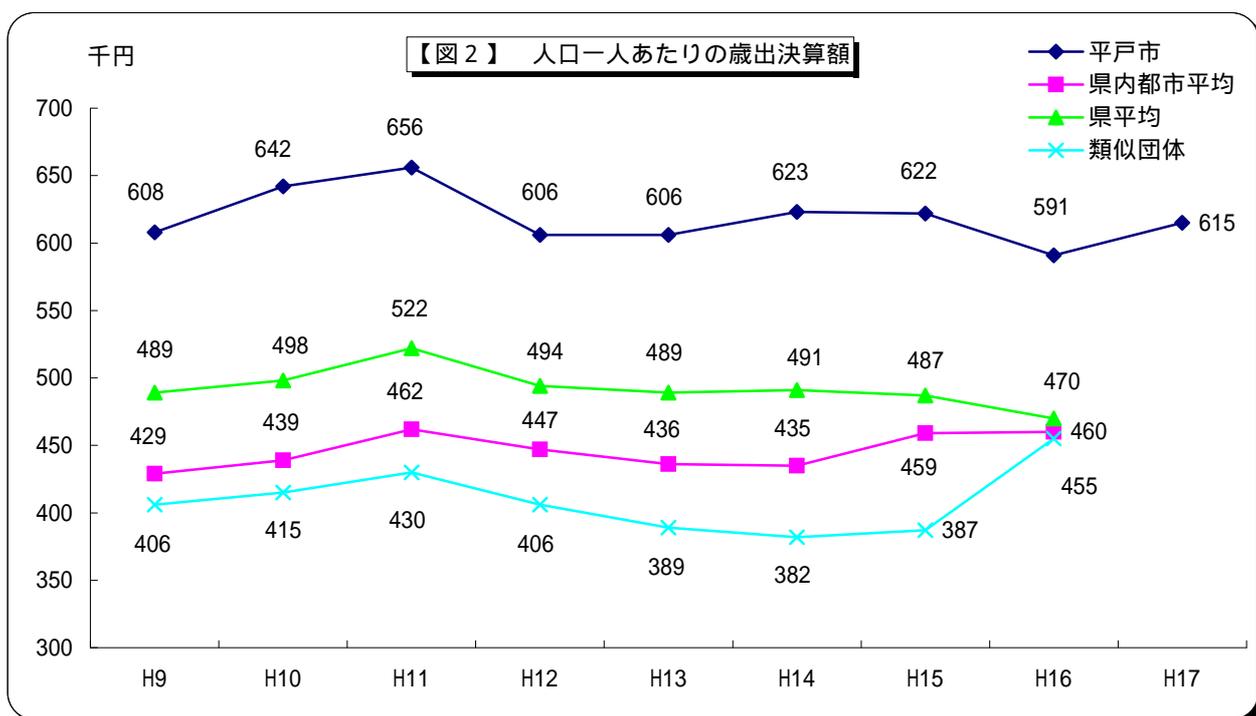
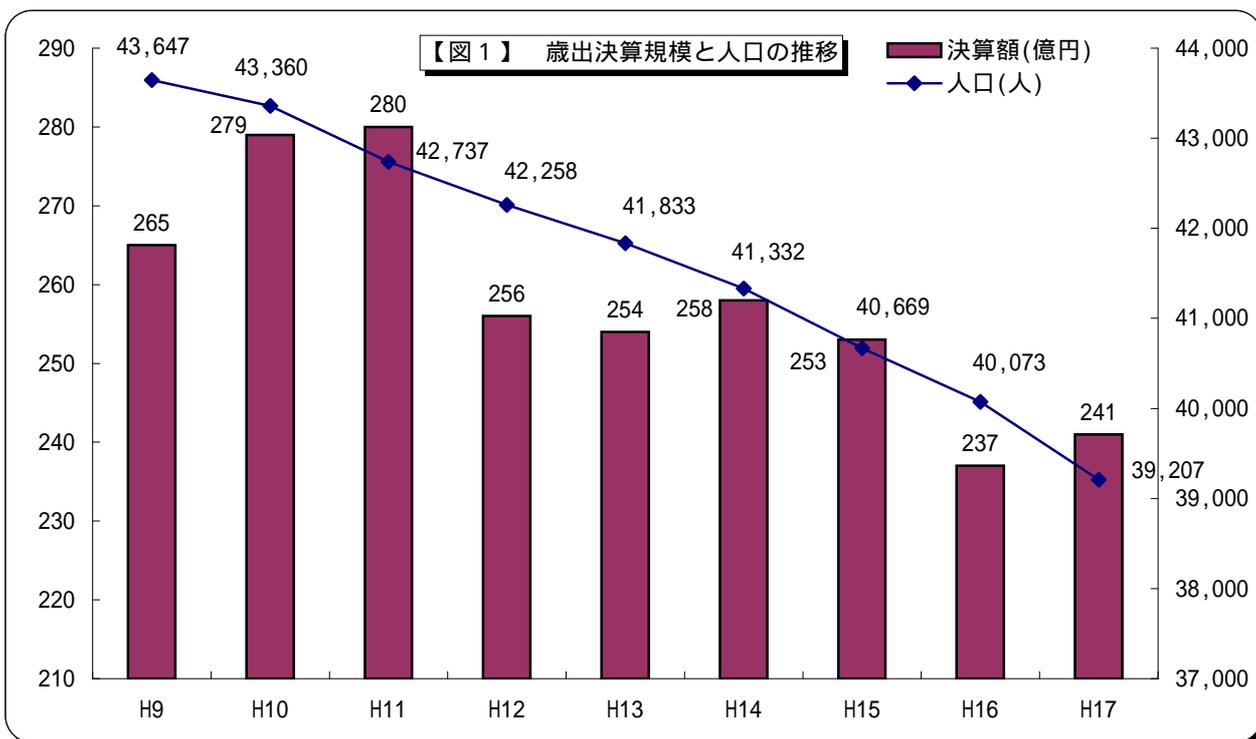
第1節 財政の現状

1. 財政規模

本市の平成17年度決算における歳出規模は241億円となっており、平成11年度をピークに人口の減少とともに縮小しています。(図1)

人口一人あたりの決算額は615千円となっており、県平均、県内都市平均、類似団体平均をすべて上回っています。(図2)

類似団体と比較すると、約20万円程度の乖離があります。これは、本市が過疎、離島、半島地域であることから、他の団体以上の特別な財政需要によるものと考えられます。



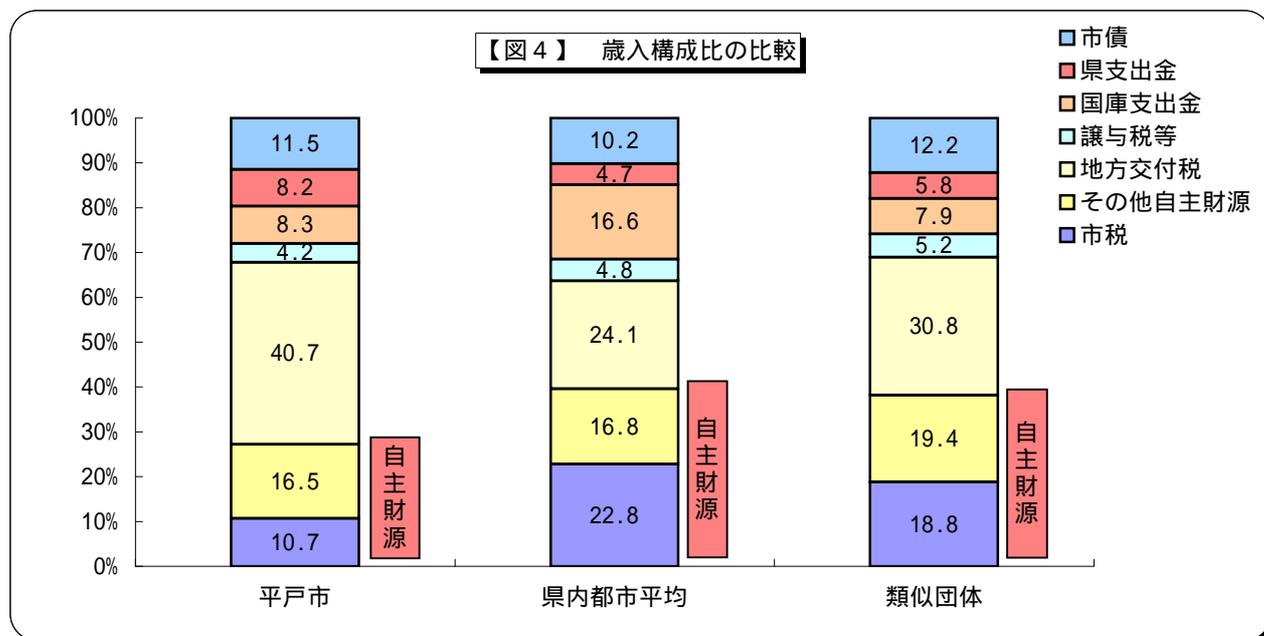
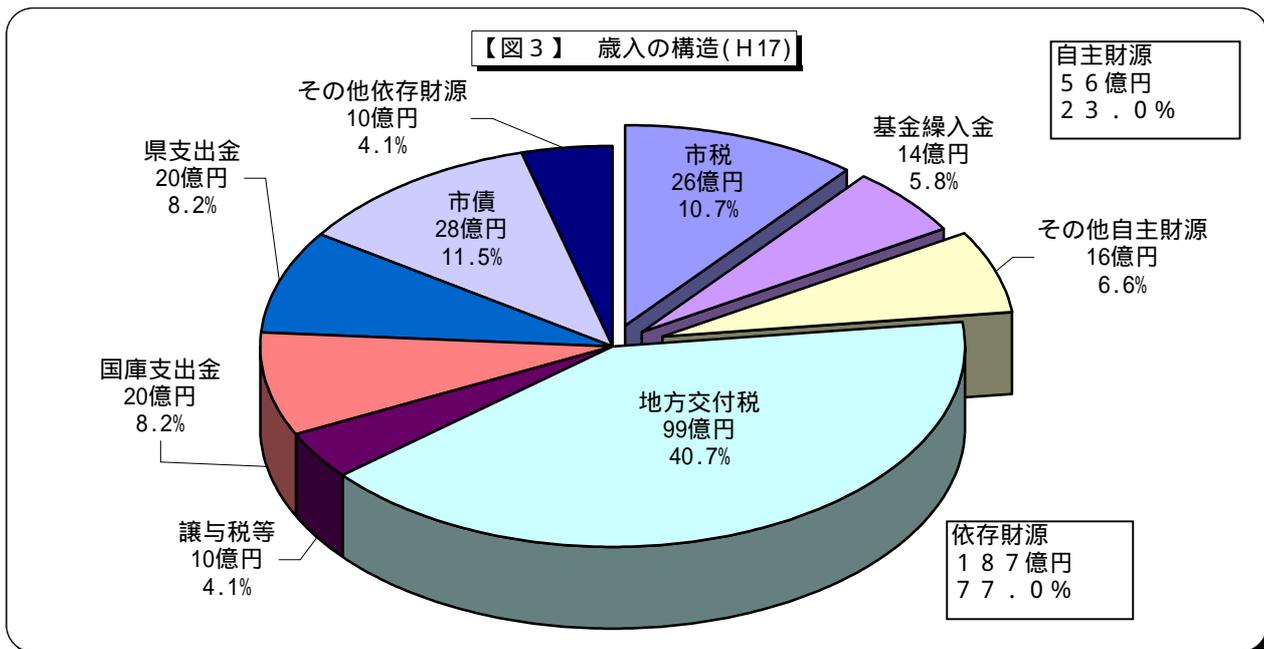
2. 歳入の構造

本市の平成17年度決算における歳入決算額は243億円となっています。このうち自主財源（狭義）は、56億円（23.0%）となっています。また、地方交付税などの依存財源は187億円（77.0%）となっています。

自主財源が23%と他団体と比較しても低い上に、近年基金繰入金に頼っており、基金繰入金を除く実質の自主財源は17.3%しかなく、地方交付税等に大きく依存した歳入構造となっています。

県内他市と比較すると、市税の構成比で約12ポイント程度低く、地方交付税で約16ポイント程度高くなっています。

自主財源比率（広義）を比較すると、県内他市と12.4ポイント、類似団体と11.0ポイントそれぞれ低くなっています。



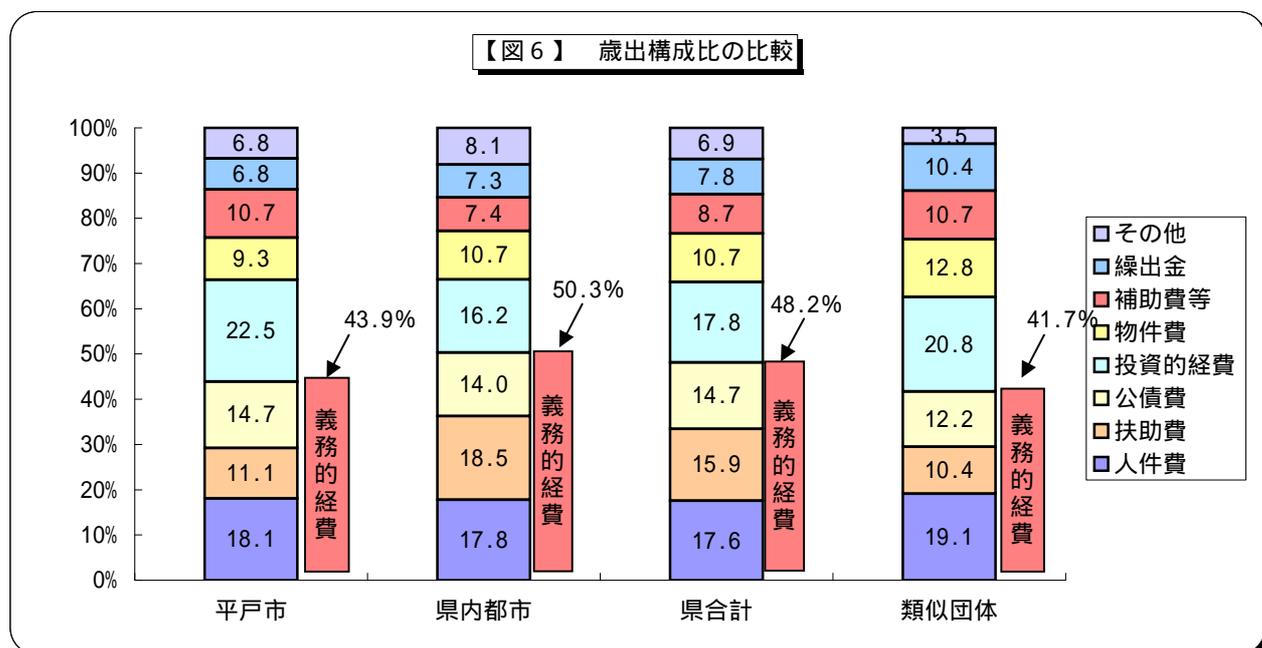
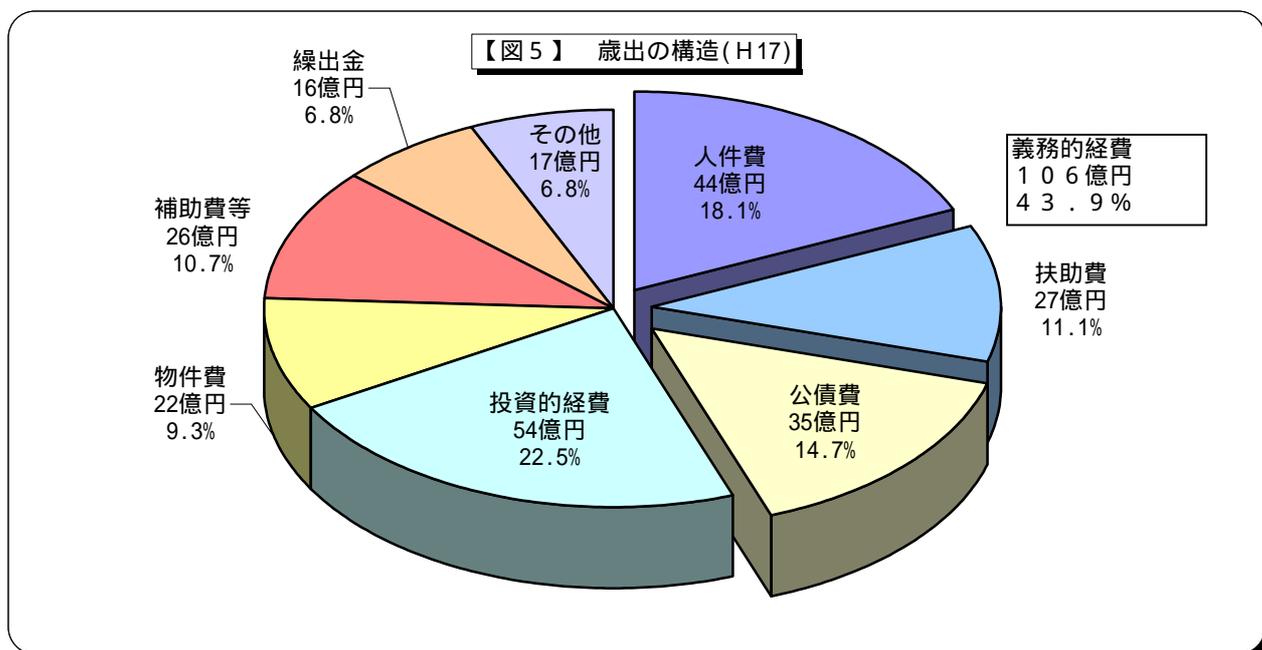
自主財源
地方公共団体が自主的に収入することができる財源をいい、市町村税、分担金負担金、使用料手数料、財産収入、繰越金、繰入金、諸収入をいいます。（広義の自主財源）
また、諸収入のうち依存財源的なものを除いたものを狭義の自主財源という。

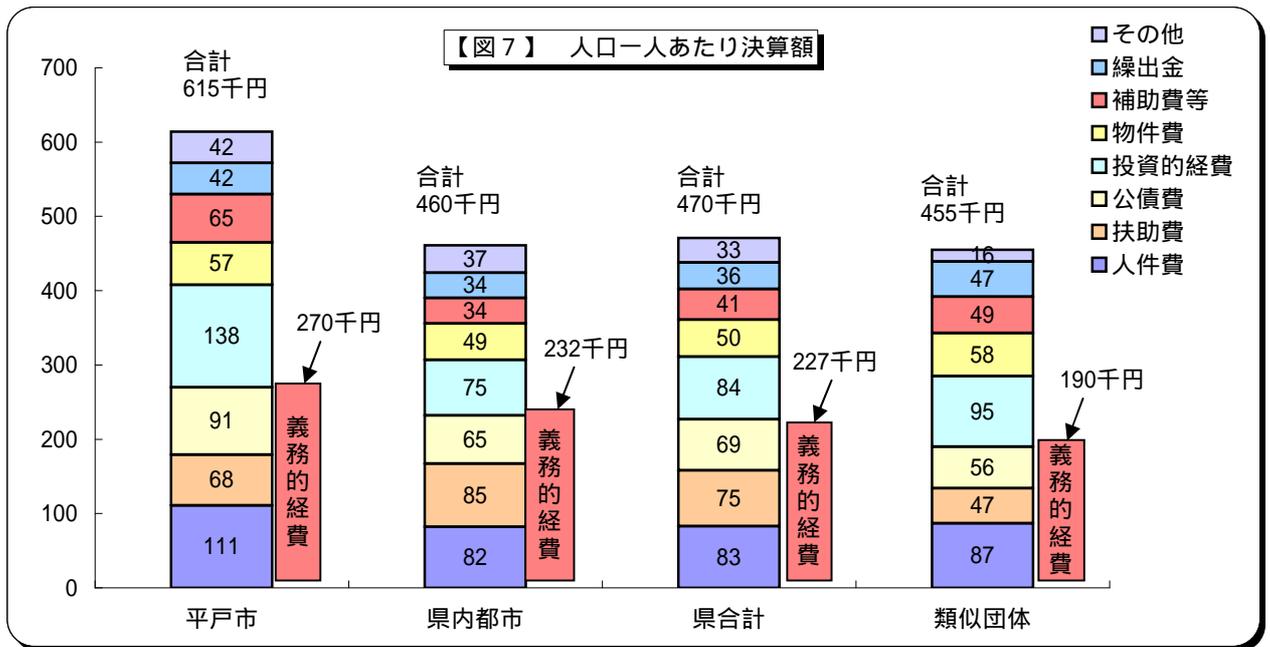
依存財源
地方交付税、国・県支出金、市町村債などの自主財源以外の財源で、国、県の意思により交付されるものをいいます。

3. 歳出の構造

本市の平成17年度決算における歳出決算額の内訳をみると、投資的経費が54億円(22.5%)と最も高く、人件費44億円(18.1%)、公債費36億円(14.7%)、扶助費27億円(11.1%)、補助費等26億円(10.7%)と続いています。このうち人件費、扶助費、公債費の3つを義務的経費といい、構成比は43.9%となっています。他団体と比較してみると標準的な比率のように見えますが、旧町村分の生活保護費等が合併後分(半年分)しか反映していないこと、また、投資的経費が他団体よりも高いことなどから、他団体と比較して義務的経費の比率が低くなっています。しかしながら、これを、住民一人あたりの負担に置き換えてみると(図7)、住民一人あたりの義務的経費は27万円で、県内都市、県合計、類似団体より高くなっています。

また、補助費等も北松北部環境組合の影響で年々高くなってきており、義務的経費の増加と併せ、歳出構造の硬直化の原因となっています。





人件費
職員の給与、手当、議員報酬、各種委員報酬など

扶助費
生活保護費、老人保護費、保育所運営費などの福祉経費、医療助成費など個人へ給付される経費及び保育所や障害者施設などの福祉施設運営に充てられる経費。

公債費
市町村債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費をいう。公債費は、人件費及び扶助費とともに、義務的経費と呼ばれ、その増高は財政硬直化の要因となるため留意が必要である。

義務的経費
歳出のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般には人件費、扶助費及び公債費を指します。人件費は経常に支出を予定せざるを得ないし、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられており、また、公債費は負債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費である。

投資的経費
その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費であり、普通建設事業、災害復旧事業等をいいます。

物件費
賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料等をいいます。

補助費等
各種団体への負担金や補助金、地方公営企業への繰出金、保険料、公課費などをいいます。

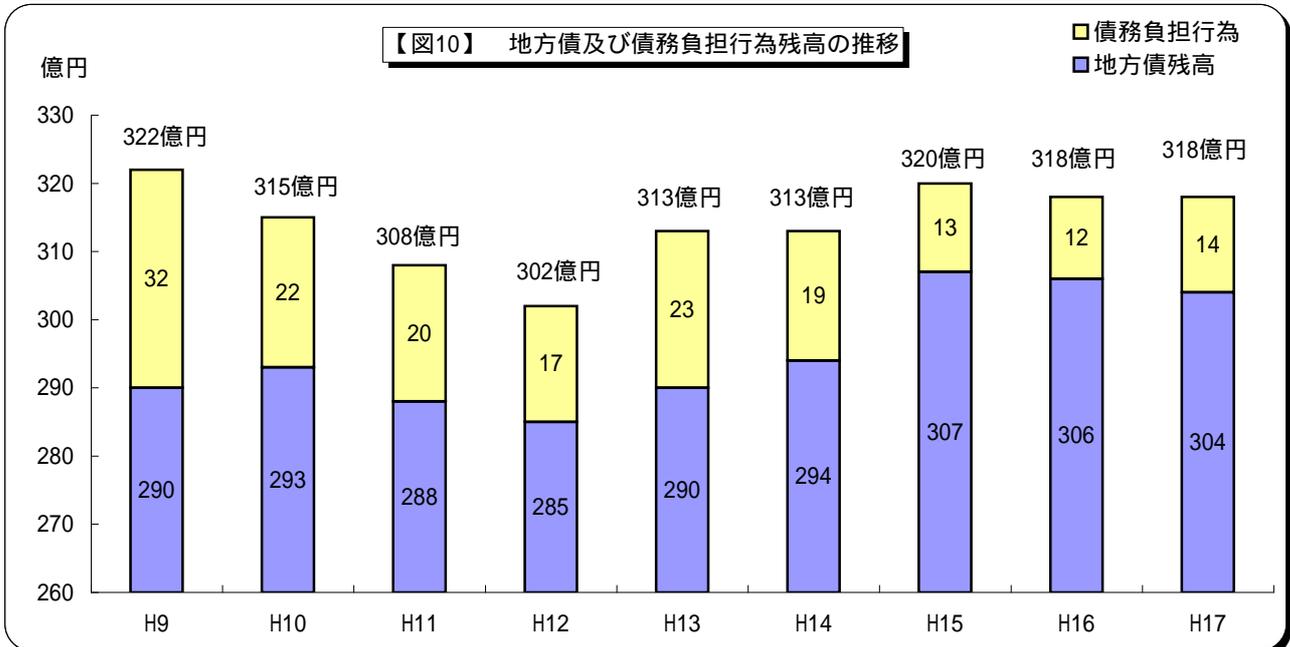
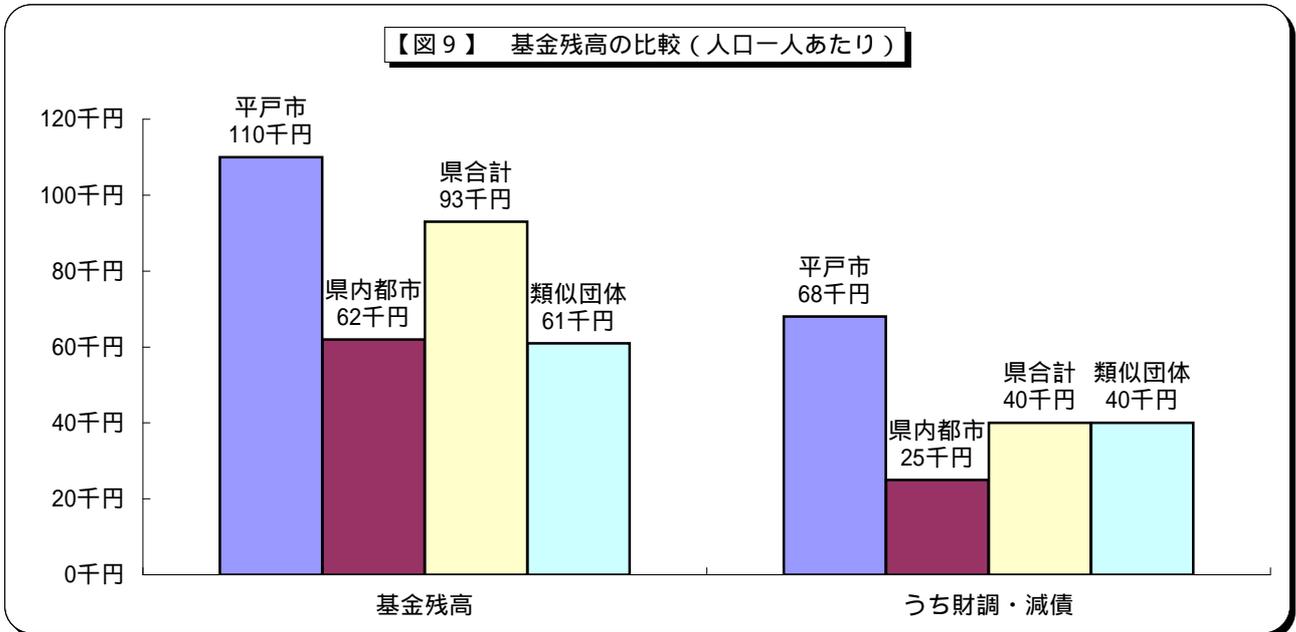
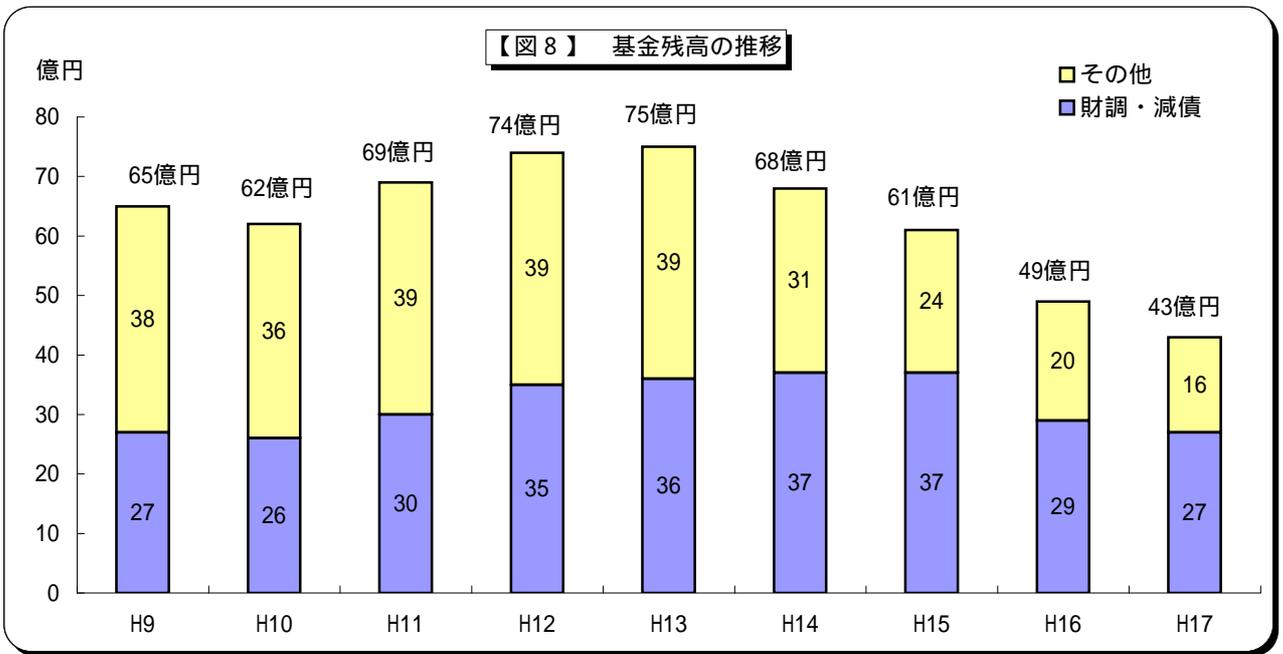
繰出金
国保会計、老人保健会計、介護保険会計などの特別会計への繰出金や、土地開発基金などの定額運用基金への積立金をいいます。

4. 基金現在高、地方債及び債務負担行為残高の状況

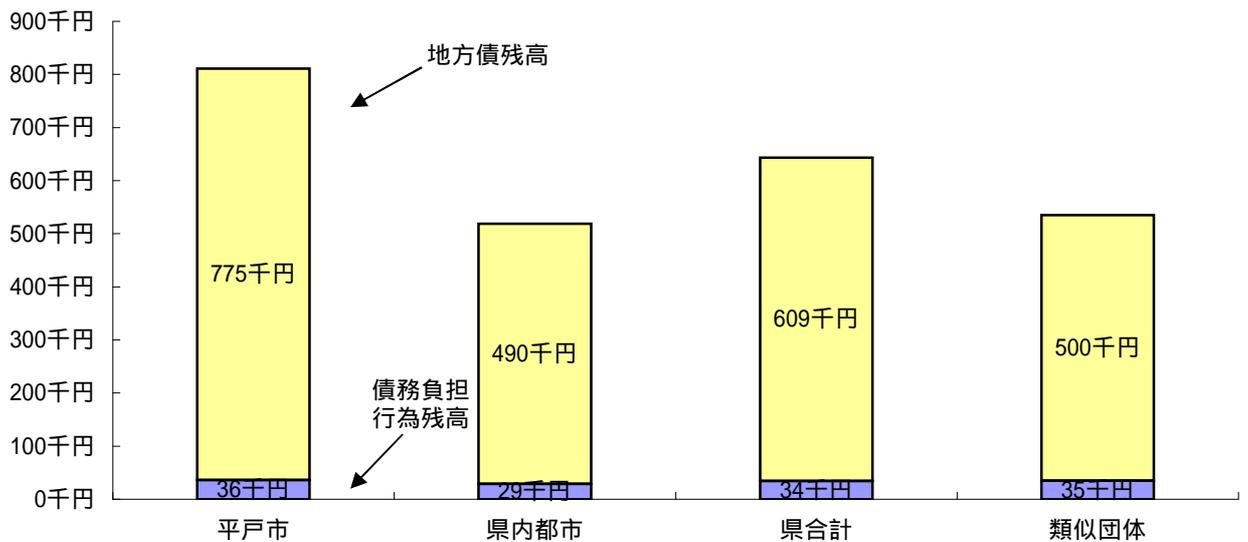
平成17年度末の基金残高は43億円で、ピーク時（H13年度）からすると、市町村合併による基金の廃止や、財源不足の増大により、32億円の減少となっています。このうち財政調整基金・減債基金は、ピーク時からすると10億円の減少となっています。人口一人あたりの基金残高及び財政調整基金・減債基金残高は、県内都市、県合計、類似団体をすべて上回っています。

地方債の残高は304億円で、平成12年度まで減少していましたが、平成13年度から始まった臨時財政対策債の影響で増加に転じ、近年は減少傾向にあります。しかしながら、人口一人あたりの残高は77万5千円で、類似団体と比較すると、約1.5倍となっています。

債務負担行為の残高は14億円で、土地改良事業の補助金が主なもので、年々減少しています。



【図11】 地方債と債務負担行為残高の比較(人口一人あたり)



基金
 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされています。

財政調整基金
 年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。

減債基金
 公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

地方債(市町村債)
 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が年度を超えて行われるものです。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされていますが、地方財政法に定められた公共施設等の建設事業や災害復旧事業などについて地方債を発行することができます。

債務負担行為
 数年度に渡る建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。

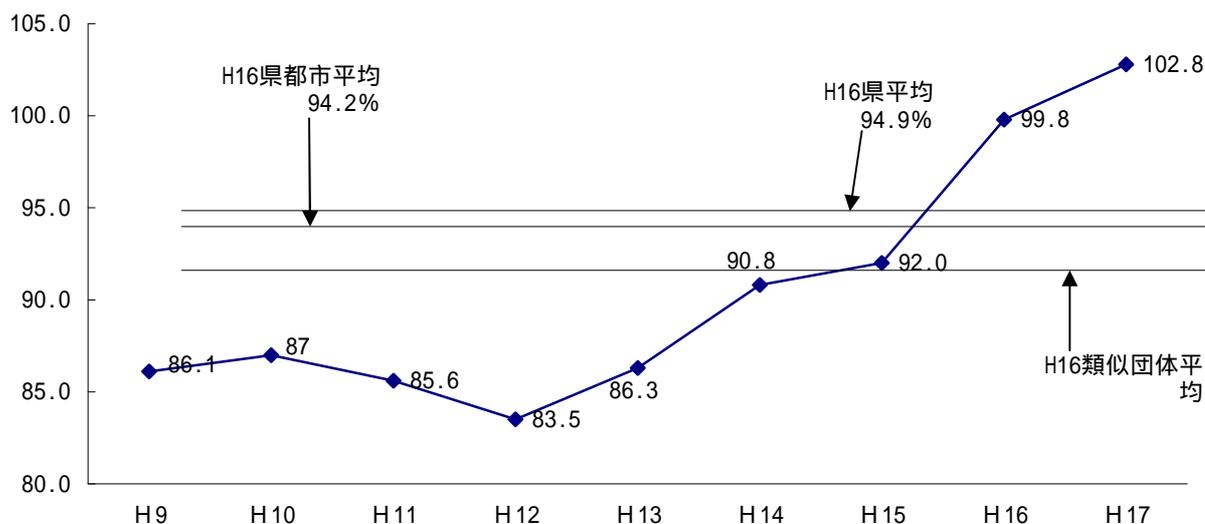
5 . 財政構造

平成17年度の経常収支比率は102.8%で、県都市平均、県平均、類似団体平均を大きく上回っております。平成12年度までは減少していましたが、普通交付税の削減等により、近年は急激に上昇しています。この比率が100%を超えるということは、経常的な経費(人件費、扶助費、公債費等)を支出するために、経常的な収入(市税、普通交付税等)だけでは賄いきれず、臨時的な収入(基金繰入金、特別交付税等)で賄っているということであり、臨時的な経費を支出するための財源確保が難しい状況であるといえます。今後、経常的な収入の太宗を占める普通交付税や市税の増額は見込めないことから、いっそう財政の硬直化が進んでいくものと考えられます。

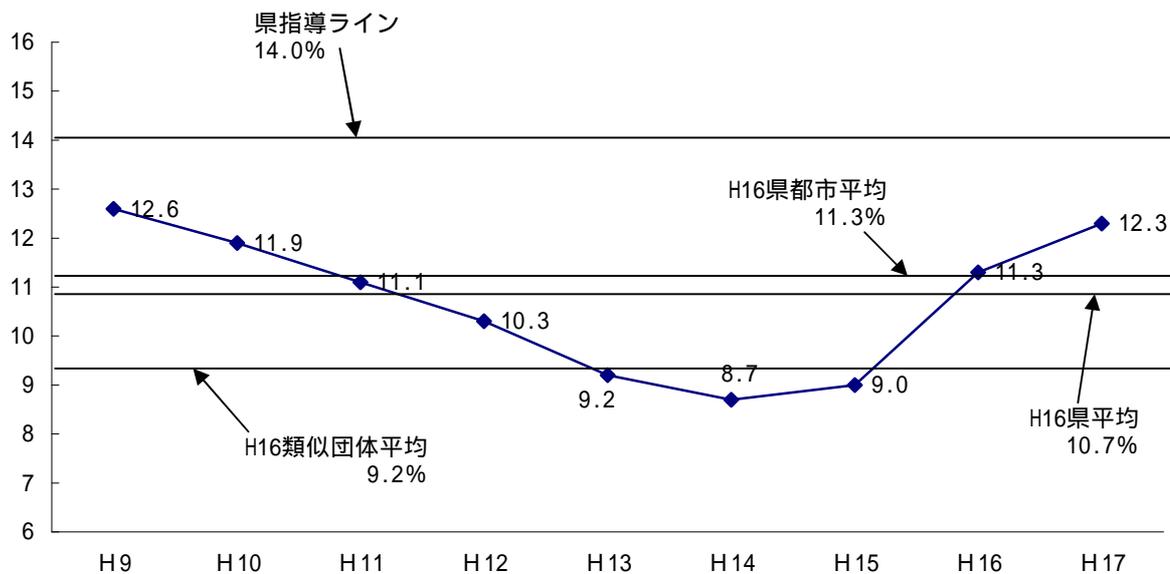
平成17年度の起債制限比率は12.3%で、県都市平均、県平均、類似団体平均をいずれも上回っております。平成14年度までは減少していましたが、公債費の増加や普通交付税の削減により、近年は上昇傾向にあります。

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
経常収支比率	86.1	87.0	85.6	83.5	86.3	90.8	92.0	99.8	102.8
起債制限比率	12.6	11.9	11.1	10.3	9.2	8.7	9.0	11.3	12.3
実質公債費比率									15.9

【図12】 経常収支比率の推移



【図13】 起債制限比率の推移



経常収支比率

歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、この経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合。地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費のような義務的な性格の経費にどの程度消費されているかを見ることによって、当該団体財政構造の弾力性を判断しようとするものである。一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられている。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直していると言われることが多い。

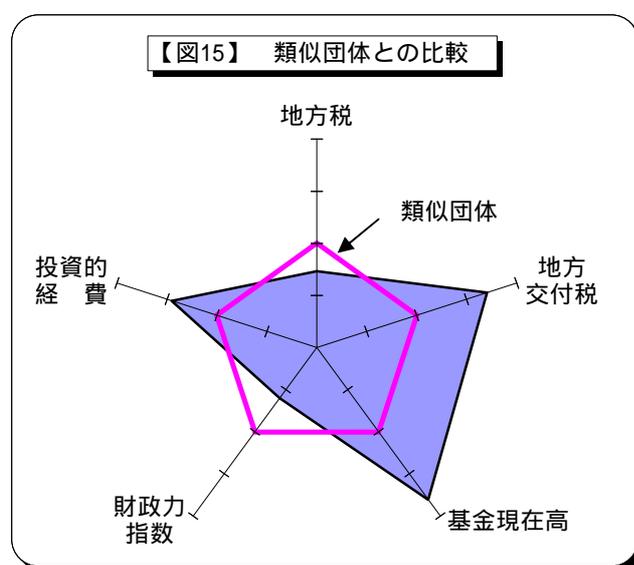
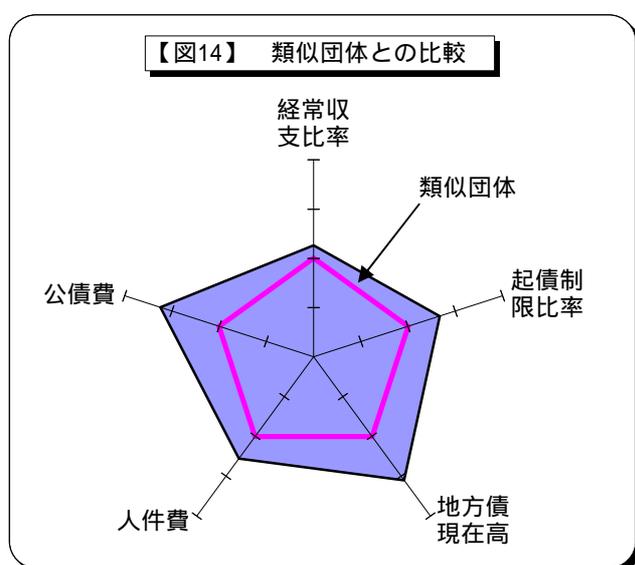
起債制限比率

地方債（借金）の元利償還金である公債費が標準財政規模に占める割合を、一般財源ベースで算定したもの。過去3カ年の平均が20%以上となる場合には、一部の起債の発行が制限されるが、14%以上となった場合には、公債費負担適正化計画を自主的に作成し、財政運営の健全化に取り組む必要がある。

6. 類似団体等との比較

平戸市の平成17年度決算数値と平成16年度類似団体決算数値を比較すると、經常収支比率、起債制限比率、地方債現在高、人件費、公債費は類似団体を上回っています。(図14)また、投資的経費、地方交付税、基金現在高は類似団体を上回っており、逆に地方税、財政力指数は類似団体を大きく下回っています。(図15)

平成16年度決算における全国都市ランキングをみると、自主財源比率では732団体中719番目、財政力指数は721番目、人口一人あたり市税は722番目(県内都市では10団体中10番目)と、全国の都市と比較して自主財源に大変乏しい都市となっています。一方、普通建設比率(歳出に占める普通建設事業費の割合)は90番目と、財政力以上の建設事業を行っていると言えます。



平成16年度決算における都市ランキング

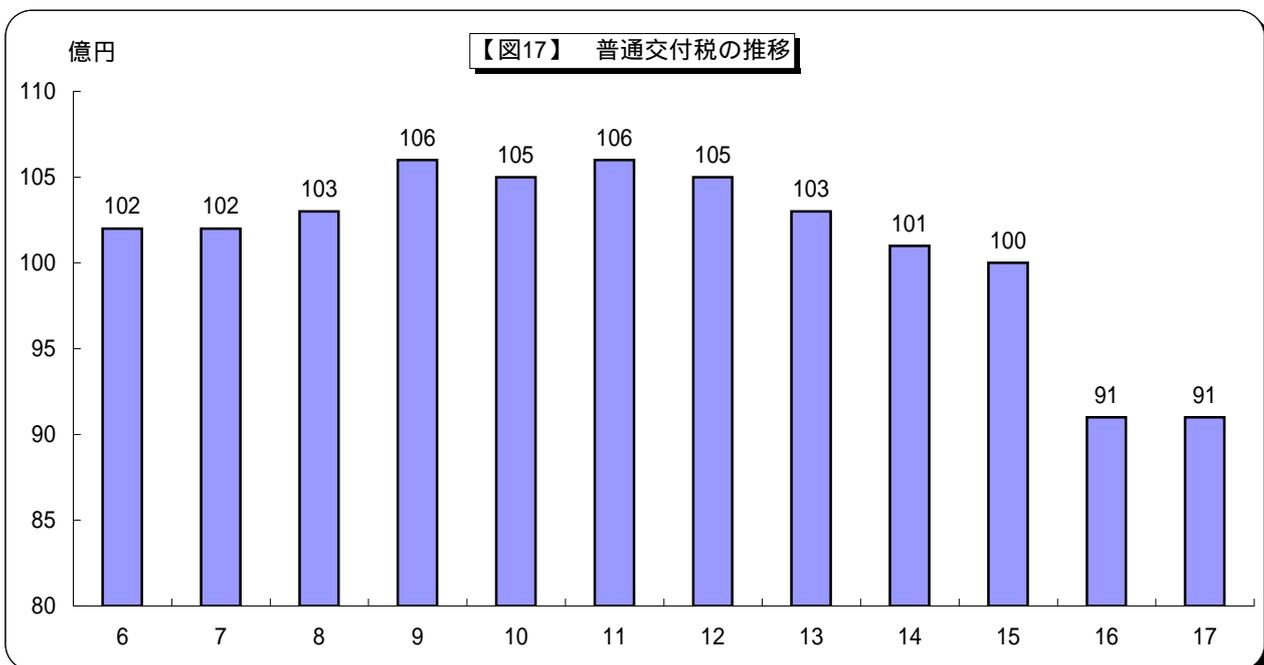
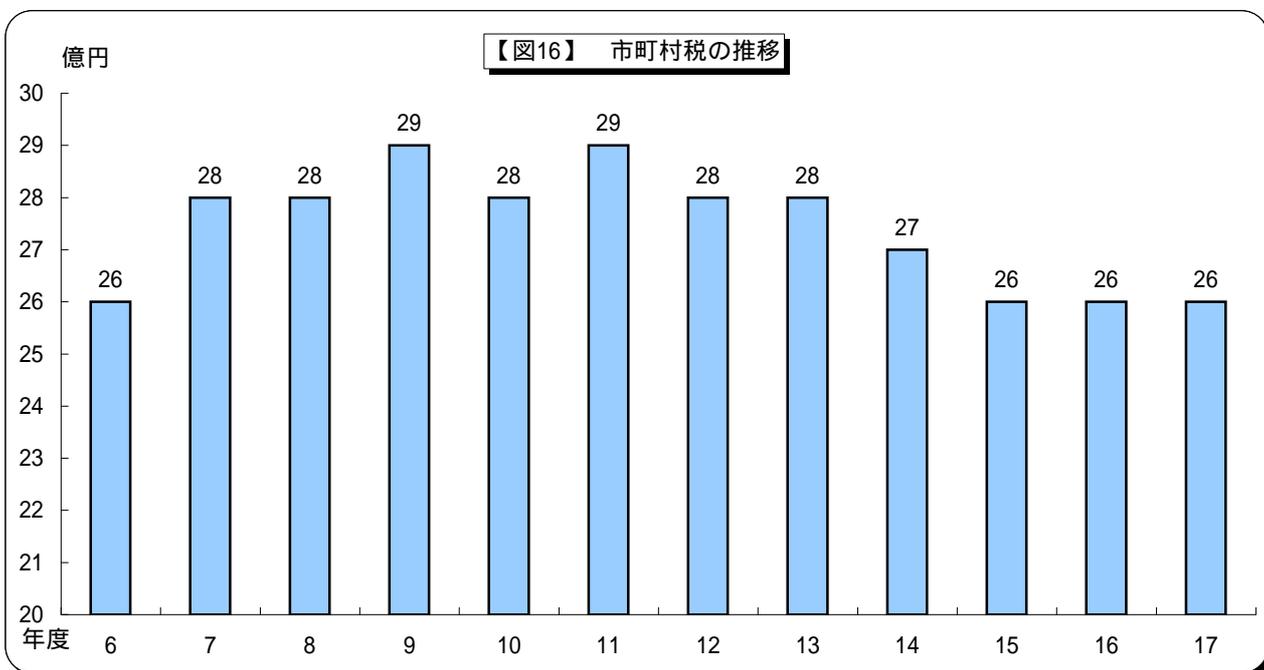
	自主財源比率	義務的経費比率	人件費比率	普通建設費比率	經常収支比率	公債費比率	起債制限比率	財政力指数	地方債残高 一人当(円)	市税 一人当(円)	個人住民税 一人当(円)
平戸市	24.1	46.1	19.0	22.5	99.8	20.0	11.3	0.234	763,073	65,080	18,393
全国順位 (732市)	719	351	227	90	682	630	415	721	676	722	709
類団順位 (21市)	18	14	12	8	18	14	9	18	15	19	18
県内都市順位 (10市)	8	4	7	2	9	7	6	7	7	10	9

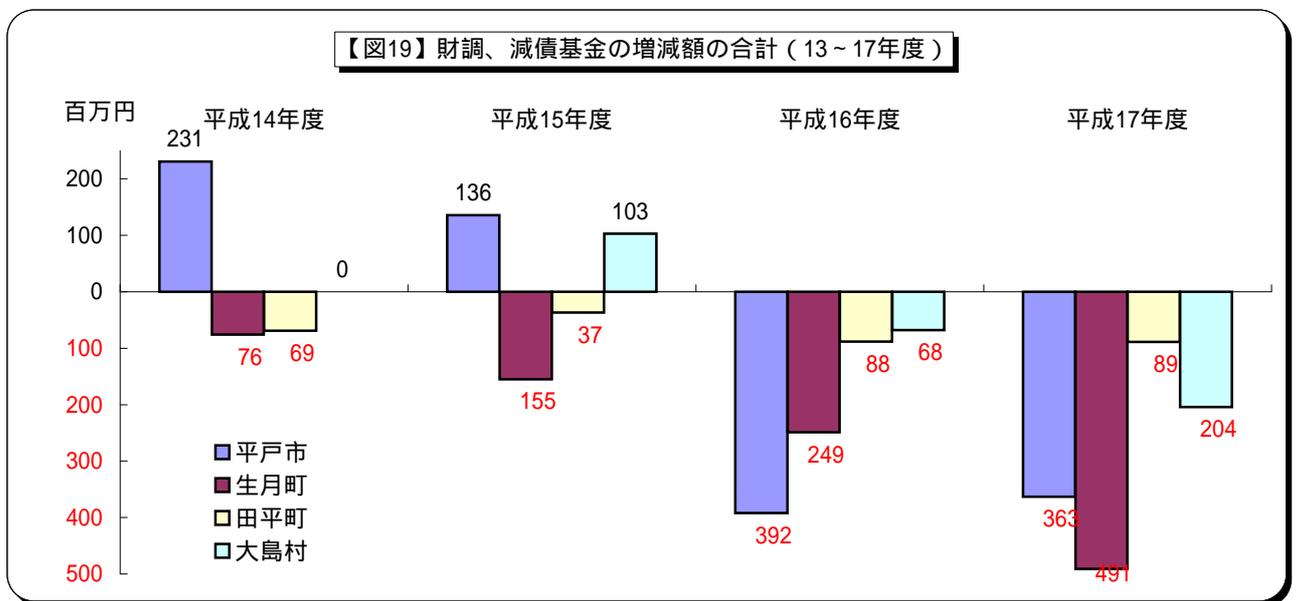
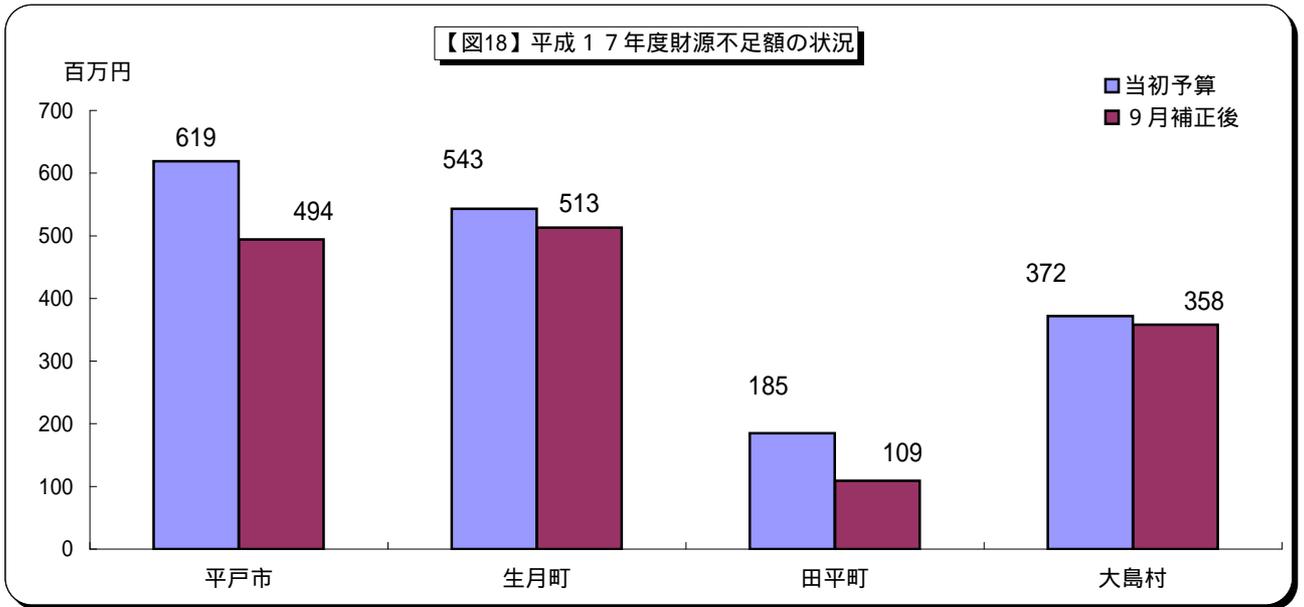
7. 財政危機に陥った原因

15年前にいわゆるバブルが崩壊し、日本経済が右肩下がりになってきました。4市町村の税収入も、平成9年度（29億円）をピークに減少していき、平成17年度では、26億円とピーク時からすると3億円の減少となっています。（図16）また、国から交付される普通交付税も平成11年度（106億円）をピークに減少していきました。特に、「三位一体の改革」が本格化した平成16年度は、大幅な削減（9億円）が行われ、ピーク時からすると15億円の削減となりました。（図17）この事態に対して、各4市町村では、削減額が予想を上回る額であったことや、これまで貯めてきた貯金（基金）にある程度余裕を持っていたことなどから、この収入不足を基金を取り崩して急場をしのぎ、本格的な歳出の見直しや、新たな財源の確保を行わなかったため、財源不足を解消できませんでした。

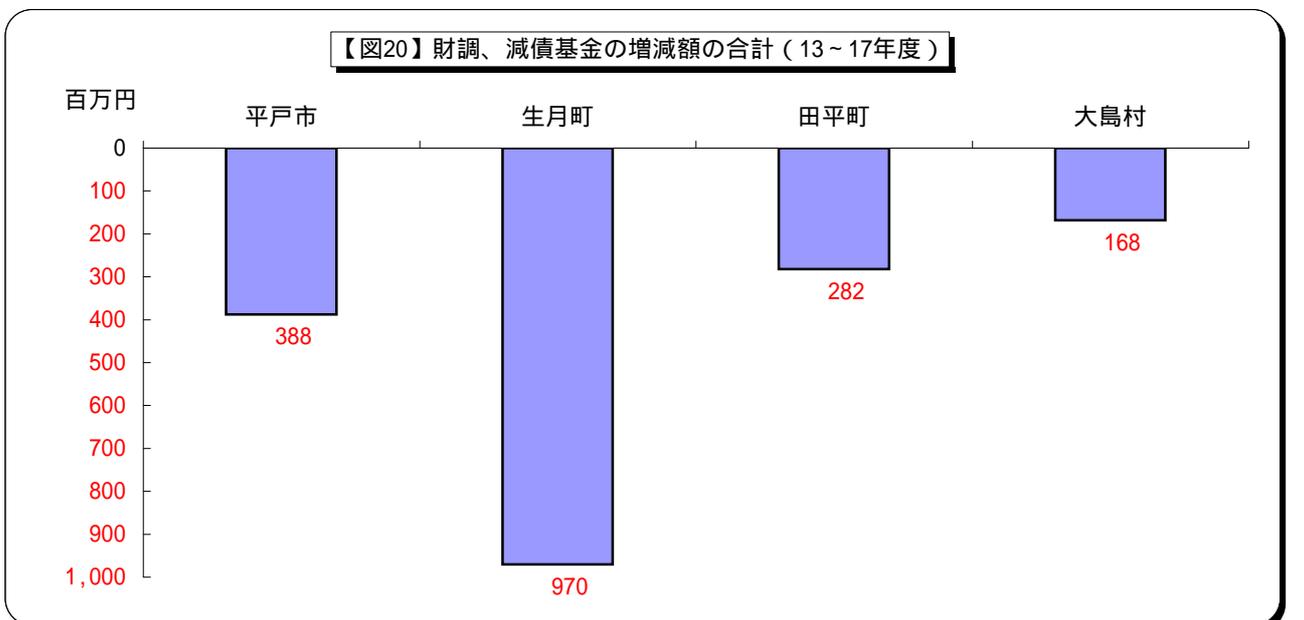
平成17年度当初予算における財源不足額は、4市町村合計で17億1千9百万円で、その大部分を財政調整基金・減債基金からの繰入金により補てんしました。（図18）

また、平成14年度からの財政調整基金・減債基金の増減額を見てみると、旧平戸市、旧大島村は平成16年度から、旧生月町、旧田平町は平成14年度から減少しており、財源不足が慢性的に続いています。（図19）（図20）





17年度は9月補正後予算ベース



第2節 今後の財政見通し

1. 現状のままの財政運営を行った場合の財政見通し

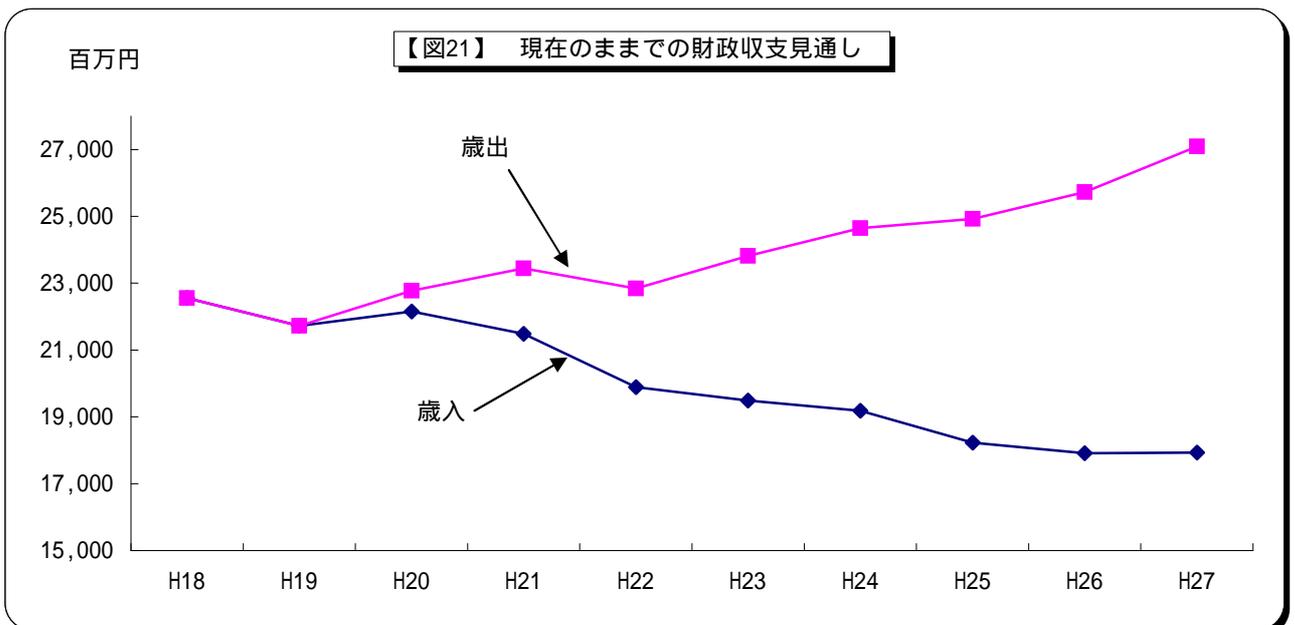
今後の人口や経済情勢、現行制度など一定の条件を基礎として、平成27年度までの財政見通しを立ててみると、単年度で約11億円から14億円の財源不足額が生じることとなり、平成17年度末の財政調整基金、減債基金を可能な限り財源不足額に補てんしていくと、平成20年度で基金が底をつき赤字が生じます。平成22年度には実質収支（累積赤字）が標準財政規模の20%（約24億円）に達し、財政再建団体の転落ラインに達します。さらに、平成27年度には92億円という多額の累積赤字が生じてしまいます。

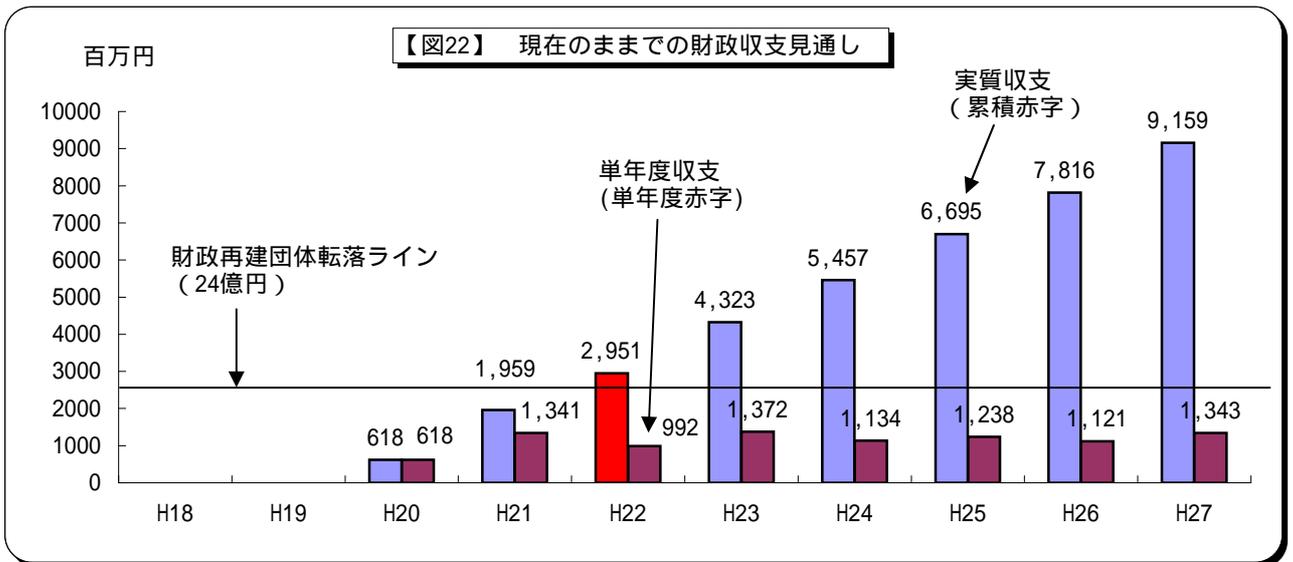
また、市町村合併のメリットである普通交付税の算定替措置（合併前の普通交付税を確保する）も平成27年度までであり、算定替えによる増加額12億円が平成28年度から通減し、平成33年度では全額が減額されることとなります。このため、算定替措置がなくなる平成28年度からは、第2段階の財政健全化策が必要となります。

現状のままの財政運営を行った場合の財政見通し

百万円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歳入	22,559	21,728	22,157	21,489	19,895	19,491	19,186	18,227	17,913	17,931
歳出	22,559	21,728	22,775	23,448	22,846	23,814	24,643	24,922	25,729	27,090
実質収支	0	0	618	1,959	2,951	4,323	5,457	6,695	7,816	9,159
単年度収支	0	0	618	1,341	992	1,372	1,134	1,238	1,121	1,343
財政調整基金・ 減債基金残高	1,586	433	0	0	0	0	0	0	0	0





第3節 財政再建団体

1. 財政再建団体制度の概要

本制度は、昭和30年に「地方財政再建促進特別措置法」により定められました。市町村は、赤字額が一定規模（標準財政規模の20%）を超えると財政再建団体となり、企業で言えば、一種の破産状態で会社更生法の適用を受けることに相当するものと言われています。

本市の場合は、実質収支額が約24億円を超えた場合に財政再建団体に転落します。その場合、選択できる道は、自主再建方式と準用再建方式の2種類に分かれます。

2. 自主再建と準用再建

準用再建は、再建法を準用して財政を再建するものです。議会の議決と総務大臣の承認を受けた「財政再建計画」に基づいて予算編成が実施され、財政を建て直すものです。総務大臣の承認を受けるため地方債の発行の制限は解除され、その計画に基づいて事業を実施します。

そのため、自主再建に比べて事業展開に対する実質的な制約が少なく、特別交付税の交付など国からの財政上の優遇措置も受けられます。

なお、準用再建の場合は、財政再建団体の基準となる赤字比率に至らなくても、総務省への準用再建申請は可能です。

3. 財政再建団体における具体的な影響

総務大臣の指定を受け財政再建団体になった場合、国の指導・監督の下、「財政再建計画」を策定し歳入・歳出の両面にわたって厳しい見直しが求められ、自治体として主体的な自治能力の発揮と責任を果たすことが不可能になります。

具体的に「どの事業をどの程度の水準で見直す必要があるか」は、赤字幅などによって異なります。

歳入面では、保育料などの使用料、各種手数料などが、国基準又は類似都市等で最も高い額を徴収している市と同一となり、市民の負担が増加されます。

また、歳出面では、市独自で実施している事業の廃止や各種団体へ交付する補助金の削減とともに、環境、福祉、教育などの事業が、類似都市等で最も低い水準の市と同程度となります。将来に向けた都市基盤の整備や学校施設、道路など市民生活に欠くことのできない施設・設備の改修・整備についても計画的に実施できなくなるなど、行政サービスの著しい低下が予想されます。

さらに、毎年の予算は「再建計画」の範囲内で編成するため、「再建計画」の変更を伴う補正予算の編成にあたっては、その都度、国・県の同意が必要になります。

第2章 財政健全化計画

第1節 基本方針

「財政再建団体への転落阻止」、「財政収支の均衡」を基本目標として、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するため、平成17年3月29日付、総務省通達「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえて、以下の項目について見直すこととする。

また、具体的な健全化策については、行政改革実施計画（集中改革プラン）と整合性を持った計画とする。

組織機構の簡素合理化
職員の定員管理の適正化
給与の適正化と人件費の抑制
経常的経費の削減
各種補助金等の見直し
振興公社、外郭団体等の見直し
市税等の収納率の向上
手数料、使用料等の見直し
新たな財源確保の方策

第2節 計画の期間と目標

財政健全化計画は平成18年度から平成21年度までの4年間とし、平成21年度までに収支均衡を図ることを目標とする。

収支改善目標額（当初予算ベース）

今後の財政見通しとして、約11億円から14億円の財源不足額があること、また、財政見通しの平成21年度の単年度収支が13億4千1百万円であることから、収支改善目標額を14億円と設定する。

平成18年度	1億円
平成19年度	7億円
平成20年度	3億円
平成21年度	3億円

財政指標目標数値

経常収支比率を平成21年度までに100%以下とする。

起債制限比率を引き続き13%以下に抑制する。

実質公債費比率を引き続き18%以下に抑制する。

原則として新規市債発行額を元金償還額以下に抑制し、市債残高を減らす。

第3節 具体的方針

人件費の抑制

早期に定員適正化計画を策定し、職員の定員管理の適正化に努めること。また、組織機構の簡素合理化や、職員給与についても見直しを行い、人件費の抑制を図ることとする。

経常的経費の削減

- ・常に、コスト縮減のために多様な手法を検討し、徹底した内部管理経費の削減を図ること。
- ・事務事業や施設の管理について外部委託を推進し、多様な主体が公益を担うことにより、行政のスリム化を図るとともに、市民サービスの向上を図ることとする。
- ・委託内容の見直しや類似・重複している事業の再編など、個々の歳出項目の妥当性

及びその水準の見直しを行うこと。

・すべての事務事業について県内他市や類似団体との比較を行い、特に独自に実施している事業は、サービス内容や実施レベルを縮小・廃止する方向でゼロベースから見直しを行うこと。

補助費等の見直し

補助費等（各種負担金・補助金など）については、市民ニーズのバランスを見極め、その役割や効果を精査し、廃止や統合も視野に入れた見直しを行うこと。

補助金・負担金の見直しの視点として、以下の項目について検討し、いずれかに該当するものは整理・縮小、廃止する。なお、一部事務組合に対して、経費節減の働きかけを行うこと。

ア 社会通念上、過剰とも思われる高度なサービスであり、個人や団体が負担することが適当な補助金

イ 所期の目的を達成し、社会的ニーズの薄れている補助金

ウ 国・県の基準や近隣市の水準を上回る補助金

エ 投資に見合った成果が得られていない補助金

オ 市民・事業者・行政の連携・役割分担のあり方を踏まえ適切でない補助・負担金

カ 長期間継続されており時代の変化に対応していない補助金

キ 受益者負担の適正化を要する補助金

ク 類似・重複している補助・負担金

ケ 参加の意義が薄れている団体負担金

コ 零細なもの

行政評価システムによる事務事業の見直し

早期に行政評価・事業評価システムを導入し、事務事業の必要性、行政関与の妥当性、公平性の判断をこれまで以上に徹底し、成果の度合いに基づきその有効性、効率性、優先性を検証しながら、事務事業の適切な選択と重点配分を行うこととする。

投資的経費の抑制

公共事業などの投資的事業については、緊急に実施しなければならない事業を除き、計画期間中は、振興実施計画策定段階において、事業内容を精査し、休止、凍結などの措置を講ずるほか、事業費の圧縮、実施時期の見直しを行うこととする。

企業会計・特別会計繰出金の抑制

企業会計・特別会計に対する繰出しについては、本来、一般会計が負担すべき額を国が基準として定めているが、一部の会計については、この国の基準を上回る額を各会計に繰出していることから、本来の独立採算制の原則に立ち返り、適正な収入の確保や経費の節減に努め、経営の一層の効率化により、繰出基準外の繰出金を抑制することとする。

また、簡易水道事業特別会計については、早期に水道事業会計と統合を図り、適正な料金体系に努めること。

[基準外繰出金の抑制を図る会計]

病院事業会計

農業集落排水事業特別会計

あづち大島いさりびの里事業会計

簡易水道事業特別会計

合併協議会協議事項の見直し

合併協議会で決定され調印された協議事項については、法的な拘束力はないものの、特別な理由がない限りは、これらを尊重しその内容を履行しなければならない。

しかしながら、財政が危機的状況に陥っている状況を踏まえ、協議された事項であっても、本基本方針に沿って見直していくこととする。

また、「合併後に調整する。」「合併年度を含め4か年以内に調整する。」「当分の間は現行のとおりとする。」など「調整を先延ばしとしているもの」「期間を限定していないものなど」についても見直すこと。

振興公社、外郭団体等の見直し

振興公社においても不断の行政改革を実行し、事業の見直し、人件費の抑制等による歳出削減、多様なアイデア、新たな分野の事業開発、積極的なセールスによる増収に努めるよう指導し、公社の特性を生かした経営の健全化を推進すること。また、個々の外郭団体が担うべき役割について再検討しながら、行政の関与のあり方を見直すこと。

市税等の徴収率の向上

歳入の安定的な確保を図るため、自主財源の大半を占める市税の徴収率の向上や使用料・手数料の滞納整理に努めること。特に市税については、徴収率の低下や滞納額増加の要因を明確にし、収入増を目指すこと。

受益者負担の原則に基づく手数料・使用料、分担金・負担金の適正化

県内他市や類似団体、近隣の類似施設と比較して著しく低い使用料や、大幅にコストを下回っている手数料等について見直しを行い、原価計算や受益者負担の原則に基づき適正化を図ること。併せて公共施設の使用料等の減免基準についての見直しを行うこと。また、分担金・負担金についても県内他市や類似団体との比較を行い見直しを行うこと。

これまで無料としていたサービスについても、有料化に向けた見直しを行うこと。

未利用財産の有効活用

現時点で行政目的としての活用が見込めない土地及び現在有償貸付けを行っている土地について、積極的な処分を進めること。

市債残高の抑制

計画期間中は、将来の公債費の低減を図るため、原則として新規市債発行額を元金償還額以下に抑制し、市債残高を減らすこととする。

また、高利率の市債については、積極的に繰上償還または低利債への借り換えを行うこと。

さらに、計画でめざす効果額の範囲内で、健全化までのつなぎ資金として必要不可欠となった場合、行政改革推進債の発行を検討する。

各種基金の有効活用

年度内の現金収支の不足に対応するための一時借入金について、借入利子の状況を見極めつつ、基金からの繰替え運用を活用しながら、利子負担の軽減を図ること。

財政調整基金、減債基金に関する方針

財政健全化計画期間については、各年度において収支改善目標額を達成した上においてもなお財源不足が生じる場合には、財政調整基金、減債基金からの繰入金を充当するものとする。計画期間終了後においては、将来の財政の健全運営のために、可能な限り積み立てていくものとする。

第4節 具体的対策と数値目標

1. 財源不足額の解消 1,400百万円

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
財源不足額 解消額	100	700	300	300

2. 歳入の確保

効果総額 166百万円

(1) 市税の徴収率の向上

効果総額 44百万円

納税者負担の公平性を確保するため、徴収体制を充実強化させるとともに県との連携による徴収や職員研修等による個々の資質向上を図り、各市税収納率の向上に努める。

- ・ 個人市民税（現年）：97.9%（H17） 98.5%（H21）
- ・ 個人市民税（滞納）：17.2%（H17） 19.0%（H21）
- ・ 固定資産税（現年）：96.8%（H17） 97.5%（H21）
- ・ 固定資産税（滞納）：9.0%（H17） 10.0%（H21）
- ・ 都市計画税（現年）：97.1%（H17） 98.0%（H21）
- ・ 都市計画税（滞納）：12.2%（H17） 13.0%（H21）
- ・ 軽自動車税（現年）：97.5%（H17） 98.5%（H21）
- ・ 軽自動車税（滞納）：16.9%（H17） 19.0%（H21）

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	4	9	13	18

(2) 市税等の徴収率の向上（保育料）

効果総額 12百万円

納税者負担の公平性を確保するため、徴収体制を充実強化させるとともに県との連携による徴収や職員研修等による個々の資質向上を図り、各市税収納率の向上に努める。

- ・ 収納率（現年） 97.4%（H17） 98.5%（H21）
- ・ 収納率（滞納） 28.3%（H17） 35.0%（H21）

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	2	3	4	3

(3) 市税等の徴収率の向上（住宅使用料）

効果総額 11百万円

納税者負担の公平性を確保するため、徴収体制を充実強化させるとともに県との連携による徴収や職員研修等による個々の資質向上を図り、各市税収納率の向上に努める。

- ・ 収納率（現年） 97.2%（H17） 99.0%（H21）
- ・ 収納率（滞納） 24.6%（H17） 35.0%（H21）

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	2	3	3	3

(4) 手数料・使用料等の見直し

効果総額 44百万円

受益者の公平性を担保するため、施設維持管理費の一定割合を使用料で補填する等、統一した基準を持って抜本的に見直す。また、減免要件の統一化と対象を明確化し見直しを実施する。

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額			22	22

(5)新たな財源の確保（遊休地の処分） 効果総額 37百万円

普通財産として管理する遊休地売却を積極的に推進する。

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	13	15	4	5

3.歳出の見直し 効果総額 3,337百万円

(1)総人件費の抑制（職員削減） 効果総額 206百万円

本庁・支所の役割分担を明確化し、抜本的な組織の再編統合と民間活力などにより職員を計画的に削減する。

- ・行政・現業職員にかかる原則採用停止（56人削減）
- ・医師・医療関係職員・消防職員の採用は必要に応じ実施
- ・消防職員14人増員（大島出張所開設等に伴う増員）
- ・H18年度に、定員適正化計画を策定する

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額		48	69	89

(2)総人件費の抑制（報酬等の見直し） 効果総額 48百万円

H18年度当初から、市長以下4役の給与は市長12%、助役、収入役・教育長、区長10%と削減を実施しており、その他特別職の報酬についても見直す。

- ・H18年度から、市長・助役以下特別職給与を一律削減する
- ・H19年度から、日額報酬を5,000円とする
- ・他市の状況を勘案し、各報酬の適正化に努める

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	7	9	16	16

(3)総人件費の抑制（職員給与の見直し） 効果総額 713百万円

行政改革への取り組む姿勢と人事院勧告に基づく給与の適正化の観点から、新給料表制度への移行及び給料の一律削減を実施する。

- ・H21年度まで、職員給料の5%カットを実施する
- ・H18年度から、新給料表を適用する

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	27	198	233	255

(4)総人件費の抑制（職員手当等の見直し） 効果総額 155百万円

行政改革への取り組む姿勢と人事院勧告に基づく給与の適正化の観点から、新給料表制度への移行及び給料の一律削減を実施する。

- ・H21年度まで、管理職手当を50%カットを実施する
- ・H21年度まで、時間外勤務を縮減する

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	18	30	58	49

(5)内部管理経費の削減 効果総額 132百万円

健全な行財政運営に資するため、消耗品等の一元管理、庁舎管理の適正化、公用車の集中管理等により、需用費等の削減を実施する。

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額		13	59	60

(6)各種補助金等の見直し 効果総額 848百万円

各種団体への補助金・交付金等について、基準を統一しルール化を図るとともに、（仮称）補助金等検討委員会を設置し、運用状況や補助効果を検証する。併せて、会議等における出席負担金を見直す。

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額	12	210	302	324

(7)企業会計、特別会計繰出金の抑制 効果総額 40百万円

本来の独立採算制の原則に基づき、適正な収入の確保や経費節減に努め、繰出基準外の繰出金を抑制する。

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額				40

(8)投資的経費の抑制 効果総額 390百万円

公共事業等の投資的事業については、振興実施計画において事業内容を精査し、緊急性を勘案しながらも事業の休止、凍結の措置を講ずるほか、事業費の圧縮、実施時期の見直しを行う。

単位：百万円

	18年度	19年度	20年度	21年度
効果額		130	130	130

第5節 計画実施後の財政見通し

財政健全化計画による削減額を現行の財政状況見通しに反映させた場合、平成21年度で単年度の財源不足は解消し、基金に依存しない健全な財政運営となります。

しかしながら、歳入の見込みについては、現時点での経済情勢や国の予算編成の動向により推計したものであり、今後、国の地方財政計画の見直しにより、地方交付税等の縮減額が予想よりも大きくなった場合は、更なる歳出削減の方策や歳入確保を検討していかなければなりません。

また、人件費のうち職員給与費の5%一律削減や、管理職手当への削減については、計画期間内のみ適用していることから、平成22年以降は更なる健全化策を講じなければなりません。

財政健全化計画実施後の財政見通し

【歳入】

(単位：百万円)

	18年度		19年度	20年度	21年度
	当初予算	3月補正後			
地 方 税	2,535	2,590	2,804	2,836	2,815
地 方 譲 与 税 等	1,088	1,105	810	810	810
地 方 交 付 税	9,200	9,634	9,540	9,530	9,560
分 担 金 ・ 負 担 金	292	293	259	268	275
使 用 料 ・ 手 数 料	298	298	297	319	319
国 庫 支 出 金	2,074	2,477	1,901	2,183	2,101
県 支 出 金	1,459	1,734	1,828	1,468	1,730
財 産 収 入	19	62	307	24	24
寄 附 金	5	5	1	1	1
繰 入 金	152	163	164	77	105
繰 越 金		137			
諸 収 入	1,273	1,179	487	291	270
市 債	2,205	2,518	2,072	2,587	3,086
歳 入 合 計	20,600	22,195	20,470	20,394	21,096

【歳出】

(単位：百万円)

	18年度		19年度	20年度	21年度
	当初予算	3月補正後			
人 件 費	4,139	4,070	3,984	3,846	3,826
物 件 費	2,191	2,180	2,199	1,921	1,937
維 持 補 修 費	227	226	228	196	196
扶 助 費	3,093	2,948	3,058	3,059	3,059
補 助 費 等	2,568	2,624	2,655	2,633	2,560
公 債 費	3,663	3,673	3,537	3,484	3,465
積 立 金	9	79	313	2	2
投資,出資・貸付金	210	210	209	209	209
繰 出 金	1,616	1,535	1,558	1,529	1,481
投 資 的 経 費	4,324	5,362	3,369	3,830	4,361
歳 出 合 計	22,040	22,907	21,110	20,709	21,096
歳入歳出差引額 (財源不足額)	1,440	712	640	315	0
財政調整基金高 減債基金残高	1,178	1,976	1,308	994	994

< 推計方法 >

18年度については、当初予算及び3月補正後の現計予算を表示しています。

19年度については、当初予算額に普通交付税交付見込み額を加算しています。

20年以降の収支見通しの主な推計方法は以下のとおりです。

- (1) 市税は、現時点における税制改正を加味して、推計人口増減率(1.5%程度の減)で積算しています。また、大島村風力発電所固定資産税も加算しています。
- (2) 普通交付税は、新型交付税の影響を加味して、推計人口増減率(1.5%程度の減)で積算しています。
- (3) 特別交付税は、平成19年度当初予算に固定しています。
- (4) 市債は、平成18年度振興実施計画に対応して積算しています。なお、臨時財政対策債も含んでいます。
- (5) 人件費は、定員適正化計画、行政改革実施計画により積算しています。
- (6) 扶助費は、19年度当初予算をベースに同額で固定しています。
- (7) 公債費は、既発債の確定値と新発債の推計値により積算しています。
- (8) 建設事業費は、平成18年度振興実施計画により積算しています。
- (9) その他の歳入歳出は、近年の動向、行政改革実施計画、をベースに全体を積算しています。

財政健全化計画実施後の財政指標見通し

単位：千円、%

項 目	平成17年度	平成21年度	基本目標・健全化の目安
経 常 収 支 比 率	102.8	98.9	平成21年度までに100%以下とする
起 債 制 限 比 率	12.3	11.9	引き続き13%以下に抑制する
実 質 公 債 費 比 率	15.9	16.7	引き続き18%以下に抑制する
市 債 残 高	30,399,716	30,205,423	原則として新規市債発行額を元金償還額以下に抑制し、市債残高を減らす
財 調 ・ 減 債 基 金 残 高	2,665,055	994,351	

第6節 新しいまちづくり計画における財政計画との比較

新しいまちづくり計画における財政計画は、新市の財源見通しなどを明らかにするとともに、長期的展望に立って、適切な財政運営を行っていくために策定したもので、合併特例債、合併市町村特別交付金等などをはじめとする市町村合併支援措置の有効活用や、三役、議員などの特別職や職員の削減、公共施設を効率的に配置などによって生まれる財源等を市民サービスの維持・向上や市民負担の軽減に振り向け、より効率的な財政運営を行うことを基本として長崎県の「財政計画支援システム」を利用し、平成15年度の決算数値を基に策定段階における将来の見込みにより策定したものです。

しかしながら、国の「三位一体の改革」による「国庫補助負担金の改革」「地方交付税の改革」による一般財源の減少額が予想以上であったこと、合併による経常経費の削減効果額を過大に見積もっていたこと、少子高齢化の進行による扶助費の増加の速度が以前よりも速くなっていること、及び、合併の国・県の財政支援を最大限見込んでいたことなどが計画に差異が生じた原因と考えています。

財政健全化計画実施後の財政計画と比較すると、平成21年度で、財政規模はほとんど変わらないものの、人件費で約3億の減、扶助費で約3億の増、補助費等で約2億の減、投資及び出資金・貸付金で約4億円の減、投資的経費で約4億の増となっています。

新しいまちづくり計画における財政計画との比較

【歳入】

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度
地 方 税	2,625	2,826	2,822	2,818
	2,590	2,804	2,836	2,815
地 方 譲 与 税 等	956	738	728	718
	1,105	810	810	810
地 方 交 付 税	9,708	9,708	9,640	9,716
	9,634	9,540	9,530	9,560
分 担 金 ・ 負 担 金	424	424	424	424
	293	259	268	275
使 用 料 ・ 手 数 料	429	429	429	429
	298	297	319	319
国 庫 支 出 金	1,792	1,751	1,581	1,543
	2,477	1,901	2,183	2,101
県 支 出 金	2,422	2,256	2,191	2,128
	1,734	1,828	1,468	1,730
財 産 収 入	65	65	65	65
	62	307	24	24
寄 附 金	0	0	0	0
	5	1	1	1
繰 入 金	0	0	0	0
	875	804	392	105
繰 越 金	0	0	0	0
	137	0	0	0
諸 収 入	588	588	588	588
	1,179	487	291	270
市 債	4,196	3,312	3,191	3,081
	2,518	2,072	2,587	3,086
歳 入 合 計	23,205	22,097	21,659	21,510
	22,907	21,110	20,709	21,096

【歳出】

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度
人 件 費	4,343	4,281	4,225	4,170
	4,070	3,984	3,846	3,826
物 件 費	1,971	1,959	1,957	1,951
	2,180	2,199	1,921	1,937
維 持 補 修 費	283	283	283	283
	226	228	196	196
扶 助 費	2,722	2,722	2,722	2,722
	2,948	3,058	3,059	3,059
補 助 費 等	2,535	2,667	2,734	2,774
	2,624	2,655	2,633	2,560
公 債 費	3,504	3,430	3,468	3,513
	3,673	3,537	3,484	3,465
積 立 金	792	0	0	0
	79	313	2	2
投資、出資・貸付金	577	571	565	565
	210	209	209	209
繰 出 金	1,592	1,592	1,592	1,592
	1,535	1,558	1,529	1,481
投 資 的 経 費	4,886	4,592	4,113	3,940
	5,362	3,369	3,830	4,361
歳 出 合 計	23,205	22,097	21,659	21,510
	22,907	21,110	20,709	21,096

上段：まちづくり計画における財政計画

下段：財政健全化計画実施後の財政状況

おわりに

これまで、広報ひらどや市政懇談会において市の財政状況を説明していく中で、「合併してすぐの財政危機というのはどうしてなのか」「新しいまちづくり計画における財政計画では財政危機となるようなことはなかったのではないか」などの厳しい意見も聞かれました。合併前は、4市町村の財政状況は良好とまでは言えないまでも、急激に財政危機に陥る状況だとは考えておらず、財政状況が悪化していると認識しながらも、市町村合併による財政効果によって、財政状況を維持できるのではないかといった安易な考えがあったことは否めません。

しかしながら、4市町村の財政状況は、合併前のすべての団体に財源不足が生じており、その財源不足を基金で補てんするという綱渡りのような財政状況であり、そのままの財政運営を続けていけば基金が底を尽き、遅かれ早かれ財政危機となったはずです。

今後、新市が収支のバランスのとれた健全な財政運営をできるかどうかは、「財政健全化計画」を着実に実行していくことにかかっています。

将来を担う子供たちに健全な財政を引き継ぎ、市民が夢と希望が語れる元気で誇りあるまちづくりのために、抜本的な行財政の健全化を断行いたします。